

専任の主任技術者による兼任が認められる例

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

➡ 当面の取扱

- (1) ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は**施工にあたり相互に調整を要する工事**であって、
②工事現場の相互の間隔が**10km程度**の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
- (2) 同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

● 専任の主任技術者による兼任が認められる例



現場代理人及び技術者の兼任条件

技 術 者	主任技術者				監理技術者
	技術者非専任工事のみ		技術者専任工事を含む		
専 任	技術者非専任工事のみ		技術者専任工事を含む		専任
条 件	土木事務所管内 (※1)	左記以外	近接関連工事 (※2)	左記以外	全て
技 術 者 の 兼 任	可 (非専任)		可	不可	不可
現 場 代 理 人 の 兼 任	可	不可	可	不可	不可

(※1) 当初請負金額の合計が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)未満の工事

(※2) 近接関連工事: 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

現場代理人が兼任する場合の共通条件

件 数	2件まで
発 注 者	京都府又は国、地方公共団体等の発注工事に限る。 (ただし、京都府と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。)
連 絡 員	兼任する府の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。 (連絡員は、元請業者の社員の他に一次下請負業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれません。)
所 在	兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。